

八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱

平成14年3月1日
施行

改正 平成14年4月1日

平成15年8月18日

改正 平成17年10月14日

平成25年8月26日

(目的)

第1条 この要綱は、市が作成する印刷物等に掲載する広告の取扱いを定め、併せて適切な市政情報の提供に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載を対象とする印刷物等)

第2条 市民への配布を目的として市が作成する印刷物等は、広告掲載に努めるものとする。ただし、市長が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象から外すものとする。

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の印刷物等の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載順序)

第4条 掲載する広告の掲載順序は、次のとおりとする。

- (1) 市内に事業所等を有するものの広告
- (2) 市外に事業所等を有するものの広告
- 2 前項の規定にかかわらず、印刷物等の内容等を考慮し、効果的な広告をすることが望ましいと認められる場合は、掲載順序を変更することができる。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次のとおりとする。

- (1) 刊行物 表紙の内側、裏表紙の外側若しくは内側又は本文中の指定するページ
- (2) ポスター、チラシ、パンフレット及びリーフレット並びに封筒 市が指定する位置
- (3) その他 市が指定する位置とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。

(掲載希望者の募集)

第7条 市長は、広報はちおうじ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる団体等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの

3 広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、個別に広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(第1号様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

2 広告掲載希望者は、前項の申込みに当たり複数の掲載枠の利用を申し出ることができる。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第3条及び別に定める基準に基づき掲載の可否を決定するものとする。この場合において、同一広告掲載位置に、二つ以上の同順位の申込みのある場合は、抽選により決定するものとする。

(広告選定委員会)

第10条 前条の規定に基づき掲載の可否を決定するに当たり、疑義が生じたときの掲載の可否を審査するために広告選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長は財政課長とし、その他の委員は別表に掲げる職にある者とする。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第11条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（決定通知）

第12条 市長は、広告の掲載を決定したときは広告掲載決定通知書（第2号様式）により、広告の非掲載を決定したときは広告非掲載決定通知書（第3号様式）により広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付等）

第13条 前条の規定により広告掲載決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料（以下「掲載料」という。）を市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により掲載料を納付した広告主は、速やかに、掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

（広告主の責任等）

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第15条 市長は、市の印刷物編集若しくは発行上支障があるとき、市長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき又は掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（広告掲載料の還付）

第16条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、掲載料を還付するものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

別表第1（第10条関係）

広告選定委員会委員	
委員（副委員長）	都市戦略部広報課長
委員	総務部法制課長
委員	税務部住民税課長
委員	生活安全部防犯課長
委員	市民部市民生活課長
委員	産業振興部産業政策課長
委員	生涯学習スポーツ部生涯学習政策課長